

株式会社ナガホリ 株主の皆様へ



NAGAHORI

**第64期定時株主総会
招集ご通知 補足説明資料**

株式会社ナガホリ
2025年6月11日

本定時株主総会における上程議案

- 本定時株主総会において、下記の議案を株主の皆様にお諮りいたします

議案番号	議案内容
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役7名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針(買収への対応方針)の継続・更新の件

▶ 参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対し安定した配当を継続して行うことを配当の基本方針としつつ、配当性向40%を目安としております。当期は、親会社株主に帰属する当期純利益の実績に基づき、期末配当として1株当たり10円の普通配当とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、配当総額は153,350,690円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和7年6月27日

第2号・3号議案(取締役、監査役)に関するご説明



候補者及び選任理由

第2号議案

取締役7名選任の件

番号	氏名	現在の当社における地位	選任理由
1	なが ぼり けいた 長堀 慶太	再任 代表取締役社長	当社に入社以来、主に営業関連業務を中心に担当し、平成7年に取締役就任後は商品部門、グループ会社の統括等幅広い分野を担当した後、平成20年に当社の代表取締役に就任し、当社グループの成長発展に貢献してまいりました。これらの当社経営における豊富な経験と幅広い人脈、企業経営に関する高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
2	あごう まさふみ 吾郷 雅文	再任 常務取締役	株式会社りそな銀行での豊富な経験と専門的な業務知識を有しており、当社に入社後は管理部門を担当し、現在は管理本部長を務めております。この豊富な経験と企業経営に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
3	しら かわ ふみ ひこ 白川 文彦	再任 取締役	当社に入社以来、営業、商品、管理部門の業務に携わるとともに重要部門の責任者を歴任し、業務経験を積んでまいりました。平成23年に取締役に就任し、現在は株式会社仲庭時計店代表取締役社長を務めております。これらの当社グループにおける豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
4	なか お すなお 中尾 直	再任 取締役	当社に入社以来、商品部門に所属し海外での主としてダイヤモンドの買い付け業務など当社の主業であるジュエリー事業の根幹業務を担い、平成23年にジュエリー事業部商品部長に就任後は商品部門の責任者として現在も商品本部長を務めております。これらの当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
5	うらしま かず あき 浦島 一彰	新任 -	ジュエリー業界の業務に携わる経歴が長く、他社において経営者として歴任するなど経験を積んでまいりました。当社には令和6年の入社後、令和7年に執行役員に就任し、営業本部長を務めております。これらのジュエリー業界における豊富な業務経験と知見を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。
6	すもも ま ゆ こ 洲桃 麻由子	再任 社外 独立 社外取締役	企業法務を専門とする国際弁護士として長年に亘って培われた専門的知識を有していることに加え、他の事業会社の社外役員やコンプライアンス委員会の外部委員を務めております。このような高度な知見と経験を、女性の視点や国際的な視点も含めて、連結内部統制の強化及び法令を遵守したコンプライアンス経営の推進など当社グループの成長に不可欠な分野に活かしていただけるものと判断し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。
7	よね むら とし ろう 米村 敏朗	新任 社外 独立 -	警視總監、内閣危機管理監等の要職を歴任し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会チーフ・セキュリティ・オフィサーに就任するなど、組織マネジメントおよびリスクマネジメント等に関する幅広く高度な知見と経験を有しております。これらの高度な知見と経験を活かして、当社のリスクマネジメントとコーポレート・ガバナンスの強化、取締役会実効性の一層の向上など当社グループの成長に不可欠な分野への助言や業務執行における適切な監督を期待できるため、新たに当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

第3号議案

監査役1名選任の件

1	なか ばやし ひで き 中林 英樹	再任 社外 独立 社外常勤監査役	長年にわたる金融機関での豊富な経験から、幅広い知識と高い見識を有しております。そのため、客観的かつ中立的な立場から当社経営の健全性・適格性に対して助言をいただくとともに必要な監督機能を期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。
---	----------------------	---------------------	--

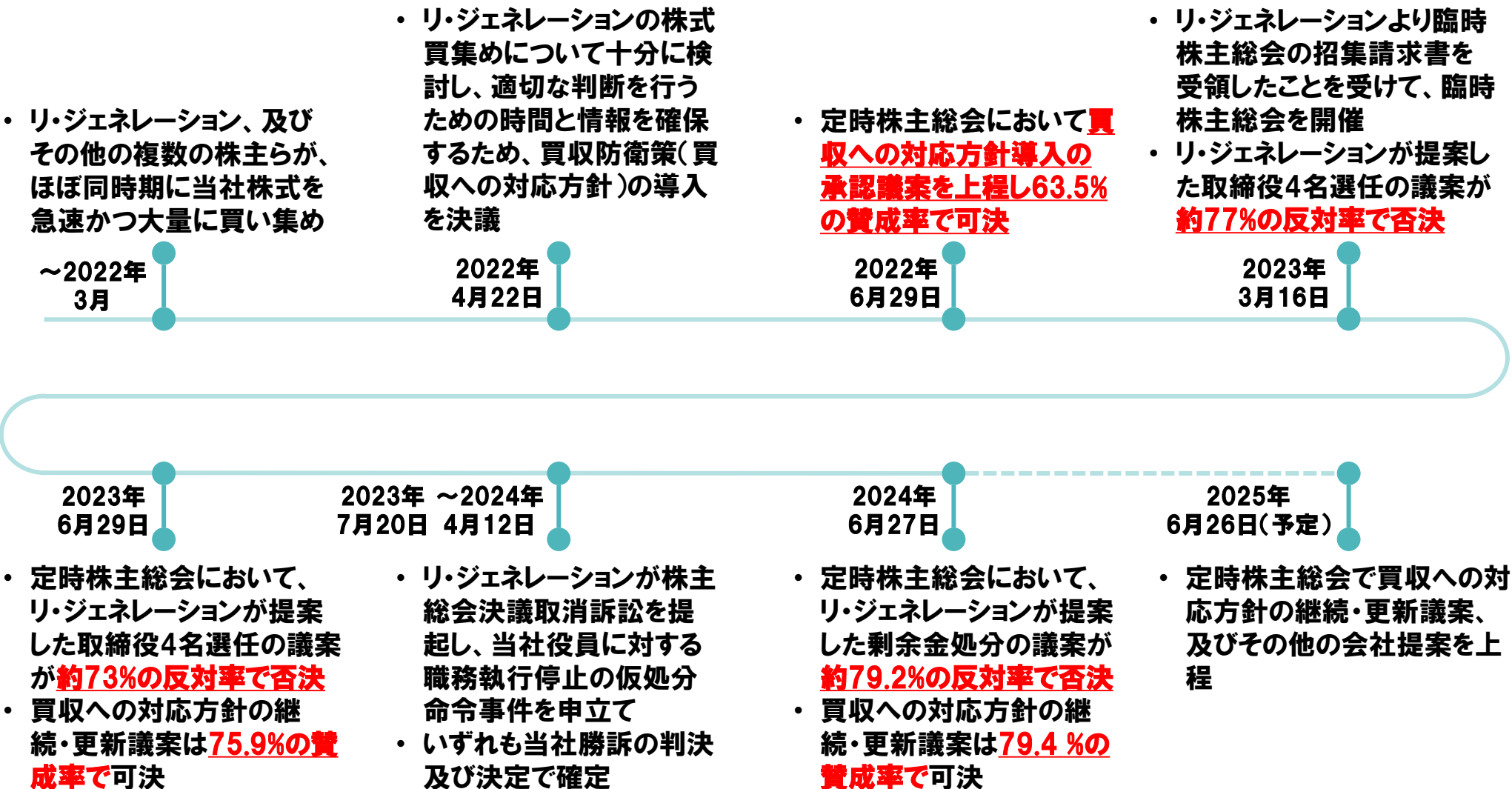
第4号議案(買収への対応方針の継続・更新)に関するご説明



▶ リ・ジェネレーションとのこれまでの経緯

第4号議案

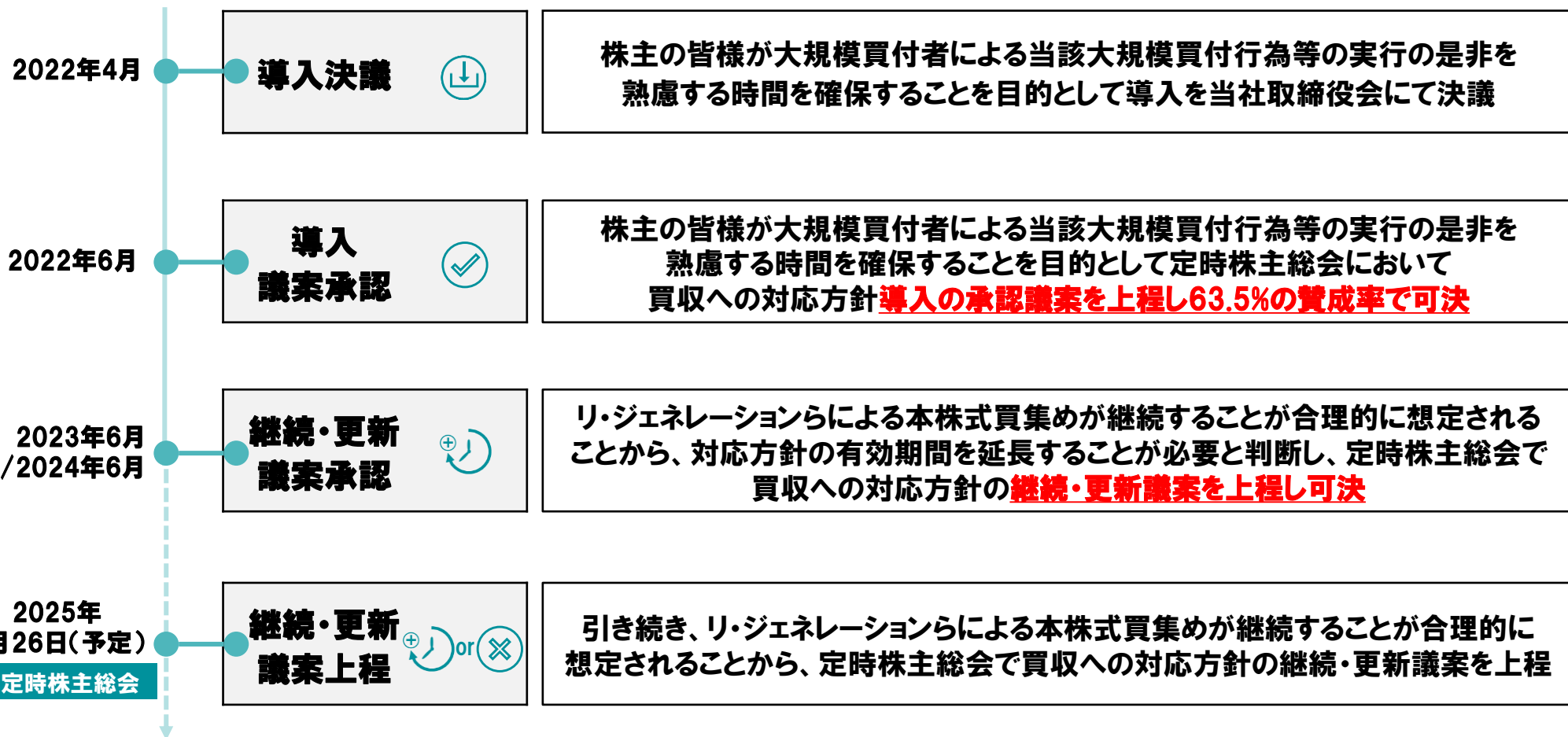
買収への対応方針の継続・更新



第4号議案(買収への対応方針の継続・更新)に関するご説明



▶ 買収への対応方針に関するこれまでの経緯



▶ 買収への対応方針導入時の状況

買収への対応方針導入時の当社株式を取り巻く状況

- ・ リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが、極めて不十分な情報開示の下で行われていたなか、**リ・ジェネレーション及びリ・ジェネレーションと共同して買付けを行っている可能性が疑われる株主**が保有している当社株式を単純合算すると所有割合で**32.14%**に上る状況にあった
- ・ その水準は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上に大きな影響を与えるものであると判断
- ・ しかし、株主の皆様及び当社取締役会が、今後も進行する可能性のある本株式買集めについて十分に検討し、適切な判断を行うための時間と情報が、決定的に不足

導入の目的

- ・ 大規模買付行為等(当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案)を受け入れるか否かは**最終的には株主の皆様のご判断**によってなされるべきと考えられる
- ・ 株主の皆様が事前に十分な情報に基づいて判断されることを可能にすべく、大規模買付者(大規模買付行為等を行う者)に対して、情報提供を求め、かかる情報に基づいて、株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮する時間を確保することが目的

買収への対応方針承認議案の上程・株主総会による承認

- ・ 当社取締役会としては、大規模買付行為等は、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされる必要があるとの結論に至り、**買収への対応方針を導入しその後の定時株主総会において承認議案が可決**
- ・ (その後、2024年6月開催の当社定時株主総会において有効期間を本定時株主総会の終結時までとすることに関する継続・更新議案が可決)

▶ 有効期間の延長に関する検討

現在の当社株式を取り巻く状況(2025年3月31日時点の当社の株主構成等を検証)

- ・ リ・ジェネレーションは、依然として単独で1,772,700株(所有割合11.56%)に上る当社株式を保有している
- ・ リ・ジェネレーションとの間で共同ないし協調して行動している可能性がある潜在的協調行動者と合計すれば、株券等保有割合の合計が依然として優に20%以上となり得る状況にあり、また、リ・ジェネレーションが本年4月にも株主名簿の閲覧謄写を求めてきている
- ・ リ・ジェネレーションが、当社経営支配権を取得することを引き続き企図していると合理的に判断される
- ・ リ・ジェネレーションの当社株式の取得経緯ないし資金提供者についても、強い疑問を抱かざるを得ない状況である

独立委員会への諮問・答申

- ・ 独立委員会に対して、現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続することが合理的に想定されるため、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間を延長すると判断することの是非について諮問
- ・ これに対して、独立委員会は、当社に対して、2025年5月30日、当社前期定時株主総会の終結後の当社を取り巻く状況を踏まえれば、**現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続することが合理的に想定され**、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間を延長すると判断することは妥当である旨勧告

当社取締役会の決議及び本定時株主総会への議案上程

- ・ 2025年5月30日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、現行対応方針の有効期間が満了する本定時株主総会の終結後も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、その有効期間を延長することを決議
- ・ 本定時株主総会において本議案を上程

▶ 対抗措置の発動に至るまでの手続

大規模買付行為等趣旨説明書の提出

- ・ 大規模買付者は、大規模買付行為等を開始する60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出
- ・ 当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表

情報提供

- ・ 大規模買付者に対して、株主の皆様が大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる情報の提供を求める
- ・ 当社取締役会は、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断されるために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供するように求めることが可能

取締役会評価期間

- ・ 当社取締役会は、大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日以内の期間を当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間として設定
- ・ 大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後(但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結後)にのみ開始されるべきものとする

株主意思確認総会の開催

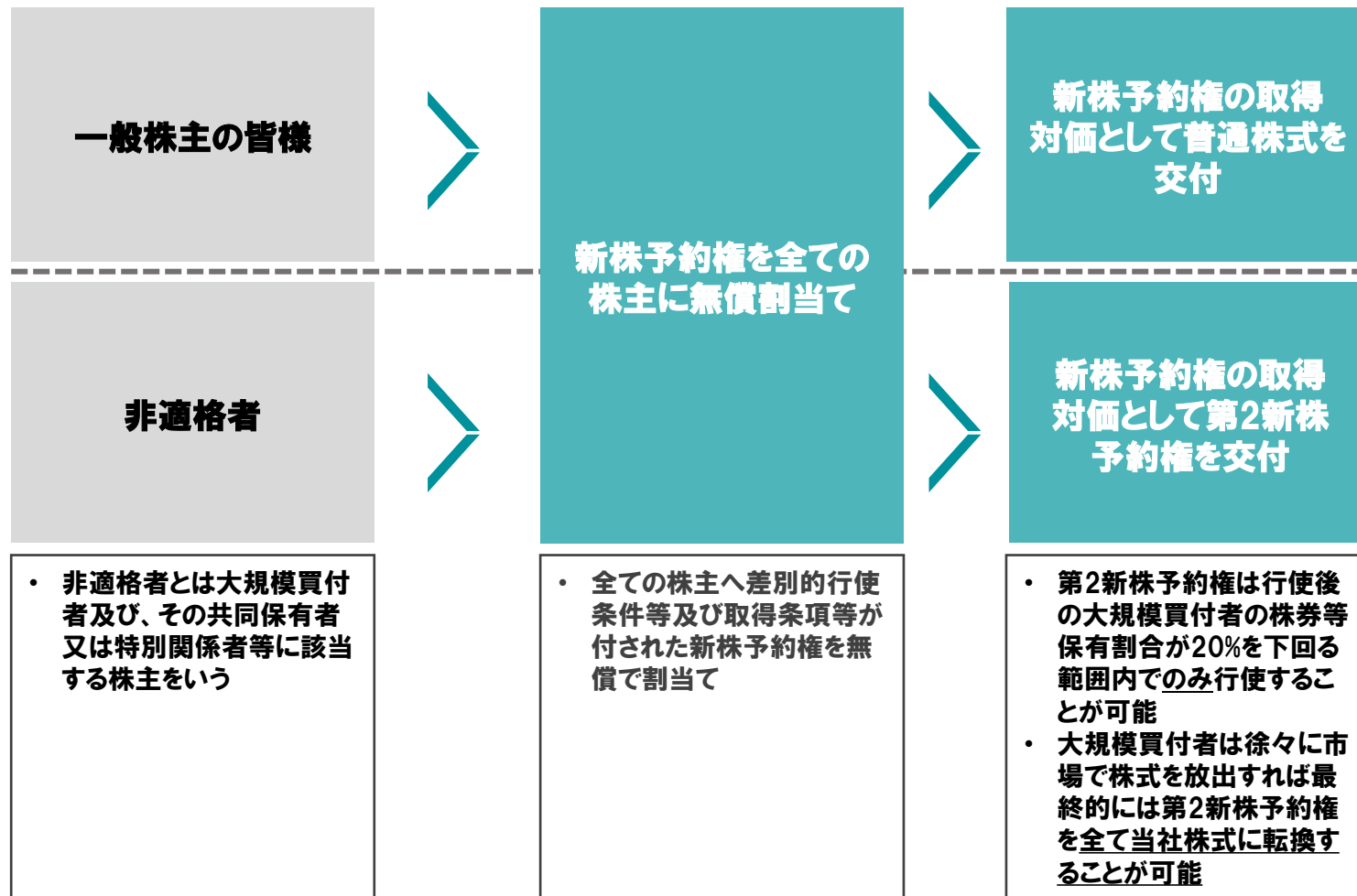
- ・ 対抗措置を発動すべきであると考える場合には、株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催

対抗措置

- ・ 株主意思確認総会において対抗措置を購じることについての承認議案が可決された場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、対抗措置を発動。これに対し、議案が可決されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しない
- ・ 但し、大規模買付者が手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、対抗措置の発動が可能(当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重)

▶ 対抗措置の概要

- 対抗措置を発動した場合は、全ての株主へ新株予約権の無償割当てがなされます。その後、新株予約権取得の対価として、一般の株主には自動的に普通株式が交付され、非適格者の株主には一定の制約が付された第2新株予約権が交付されます





NAGAHORI

本説明資料に関するお問い合わせ窓口

東京都台東区上野1丁目15番3号
株式会社 ナガホリ
TEL:03-3832-8266